

平成 28 年度第 1 回 青森市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成 29 年 2 月 6 日（月）13 時 30 分から 14 時 45 分

2 開催場所

しあわせプラザ 3 階 大会議室
（青森市本町 4 丁目 1 番 3 号）

3 出席者

＜青森市都市計画審議会委員＞

一戸 善正委員、大矢 保委員、香取 薫委員、工藤 真人委員
後藤 厚子委員、櫻庭 洋一委員、杉山 克己委員、鈴木 泰雄委員
竹内 慎司委員、館山 善也委員、奈良 祥孝委員、橋本 尚美委員
福士 修身委員、丸野 達夫委員、渡部 伸広委員

＜事務局及び関係職員＞

都市整備部：部長 金子 牧子、理事 八戸 認、次長 赤坂 寛
都市政策課：課長 佐々木 浩文、副参事 遠嶋 祥剛
主幹 武田 泰孝、主幹 東條 英哲、主査 京谷 智
技師 北澤 宏和、技師 片岸 道悟、主事 小田桐 香織
主事 長谷川 秀雄、主事 北山 賢臣
環境部 清掃管理課：参事清掃管理課長事務取扱 葛西 俊一
副参事 櫻田 文明、技師 渡邊 道代
環境部下水道整備課：参事下水道整備課長事務取扱 秋村 信雄
主幹 奈良 信人、主幹 嶋守 亮、主査 齋藤 貴史
農林水産部中央卸売市場管理課：参事中央卸売市場管理課長事務取扱 石郷 昭規
主幹 堀川 慎一

4 欠席者

＜青森市都市計画審議会委員＞

今 孝治委員、藤原 浩平委員、森内 之保留委員

5 会議に付した議題

諮問案件

諮問 第 1 号	青森都市計画市場の変更（青森市決定）
諮問 第 2 号	青森都市計画ごみ焼却場の変更（青森市決定）
諮問 第 3 号	青森都市計画下水道の変更（青森市決定）
諮問 第 4 号	青森都市計画道路の変更（青森市決定）

6 議事の要旨

担当課	諮問第1号【青森都市計画市場の変更（青森市決定）】 配布資料に基づき説明。
議長 （会長）	只今説明のあった諮問第1号について、質問を承る。
委員	（発言なし）
議長 （会長）	質問がないようなので、諮問第1号について、お諮りする。 異議ないか。
委員	（「異議なし」との声あり）
議長 （会長）	異議がないようなので、諮問第1号は、異議ないものとして市長に答申することとする。
担当課	諮問第2号【青森都市計画ごみ焼却場の変更（青森市決定）】 配布資料に基づき説明。
議長 （会長）	只今説明のあった諮問第2号について、質問を承る。
委員	平成27年に行った土壌調査の結果は、どのような結果だったか。
担当課	<p>平成27年に実施した土壌調査の結果について、まず土壌汚染対策法に準じた土壌調査の内容は、土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査を実施した。併せて、周辺地下水への影響を確認するため、敷地の下流側の地下水についても調査を行った。その結果、敷地内の東側の端の部分、全体の面積9,500㎡の約4%弱の370㎡くらいの大きさで鉛の土壌含有量について、基準値150mg/kgに対して、220mg/kgという若干超過した状況であった。</p> <p>しかし、土壌溶出量調査、地下水の調査結果については、基準値内であったので、一部分で鉛の含有量が若干超過したが、周辺環境へ影響を与える恐れはないということ、そして、実際の更地の地表が碎石に覆われている状況にあったということ、さらには、敷地の周辺には柵をまわしており、直接摂取による健康影響は生じる恐れはないということで、撤去等の対策は講じていない。ただし、今後この土地を利用する場合に掘削等の作業が行われる場合も考えられるので、その際に土壌に含まれている鉛が飛散、あるいは拡散する、可能性があることから、平成28年3月16日付けで当該区画について土壌汚染対策法に基づく、形質変更時要届出区域として指定し、当該区域において、土地の形質を変更する場合には必ず届けなければならないこととした。なお、この指定については、告示し、また、市のホームページでも公開している。</p>
議長 （会長）	他にないか。
委員	（発言なし）

議長 (会長)	質問がないようなので、諮問第2号について、お諮りする。 異議ないか。
委員	(「異議なし」との声あり)
議長 (会長)	異議がないようなので、諮問第2号は、異議ないものとして市長に答申することとする。
担当課	諮問第3号【青森都市計画下水道の変更(青森市決定)】 配布資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今説明のあった諮問第3号について、質問を承る。
委員	マンホール形式ポンプ場であると流入管から送水管までの高さは何メートルくらい、くみ上げが可能か。また、実際に今回の場合は、何メートルを想定しているか。
担当課	今回の流入管から送水管までの高さは、約15メートルの予定と考えている。くみ上げについては、ポンプの能力によるが、15メートル以上くみ上げが可能なものもある。
議長 (会長)	他にないか。
委員	(発言なし)
議長 (会長)	質問がないようなので、諮問第3号について、お諮りする。 異議ないか。
委員	(「異議なし」との声あり)
議長 (会長)	異議がないようなので、諮問第3号は、異議ないものとして市長に答申することとする。
担当課	諮問第4号【青森都市計画道路の変更(青森市決定)】 配布資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今説明のあった諮問第4号について、質問を承る。
委員	青森駅舎の建設の計画は、全くないのか。 もし、あったとすれば、自由通路の整備が弊害になるのか。
担当課	今回の自由通路の整備にあたり、都市計画決定のために自由通路の説明のみ行っているが、自由通路の整備に伴い、現在の駅舎は支障となることから、駅舎は移転することとなる。先ほど、画面でも説明したが、自由通路と駅舎は、2階部分で繋がる計画である。
委員	並行して整備していくのか。

担当課	その予定で進めていく。
委員	駐輪場は、屋根付きになるのか。
担当課	現在の東口にある駐輪場についても屋根がかかっていないため、今回整備する西口駅前広場の駐輪場についても、東口同様に、屋根を整備する予定はない。なお、駐輪場は、約 500 台を予定している。
委員	自由通路のエスカレーターについて、上下に整備するというイメージでよいか。
担当課	自由通路については、上下エスカレーターを整備する予定である。
委員	その先だが、ホームに降りるとき、現在、エスカレーターは、上りだけはあるが、下りはない。しかし、荷物を持っている人は降りるときも大変である。そこで、出来れば上下に乗り降りできるエレベーターだけでなく、エスカレーターも上下に整備してもらえれば、お客様のにとって利便性の向上になると思うので、参考までに駅の整備についてもそのように進めてもらいたい。
担当課	駅の整備については、鉄道事業者が行うので、今日の話については、お伝えする。
委員	自由通路の通路の幅員そのものは 6m あるが、都市計画決定区域は何m か。
担当課	メンテナンスデッキ、柱も含めると約 12m となる。
委員	タイムスケジュールを教えてほしい。
担当課	平成 29 年度末までに設計を終わらせ、30、31、32 年で整備し、供用ができるように進めていきたいと考えている。工程の詳細については、設計の中で決まっていくこととなる。
委員	自由通路について、現在は窓から海が若干見るが、新たに整備する自由通路からは、海が見えるのか。
担当課	自由通路の海手側に、乗換え跨線橋ができることから、自由通路から直接東口側の海を見るのは難しい。しかし、自由通路の西側、現在のマリナーの部分には遮へい物がないので、見ることはできるかと考えている。
委員	駅舎は、自由通路の高さより少し下がると聞いていたが、そうではなく、同じ高さになるということか。
担当課	現在の計画では、同じ高さで整備していくということで進めている。

議長 (会長)	他にないか。
委員	(発言なし)
議長 (会長)	質問がないようなので、諮問第4号について、お諮りする。 異議ないか。
委員	(「異議なし」との声あり)
議長 (会長)	異議がないようなので、諮問第4号は、異議ないものとして市長に答申 することとする。
	終了

7 表決の数

諮問第1号	15名全員異議なし
諮問第2号	15名全員異議なし
諮問第3号	15名全員異議なし
諮問第4号	15名全員異議なし